

檔 號：

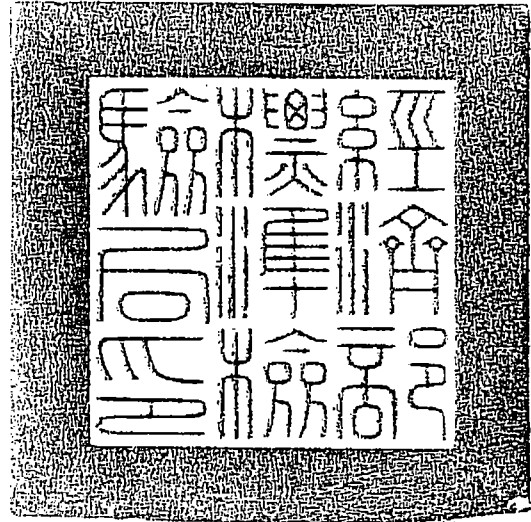
保存年限：

經濟部標準檢驗局 公告

發文日期：中華民國99年8月16日

發文字號：經標三字第09930007270號

附件：如文



主旨：訂定「檢驗標準CNS 13438『資訊技術設備-射頻干擾特性—限制值與量測方法』新增實施輻射擾動1GHz以上測試及電信埠傳導擾動測試項目檢驗規定」，並自中華民國九十九年十月一日起生效。

依據：商品檢驗法第十條第一項。

公告事項：旨揭標準新增檢驗項目相關檢驗規定如附件「檢驗標準CNS 13438新增實施輻射擾動1GHz以上測試及電信埠傳導擾動測試項目檢驗規定」。

局長 陳 介 山

裝

訂

線

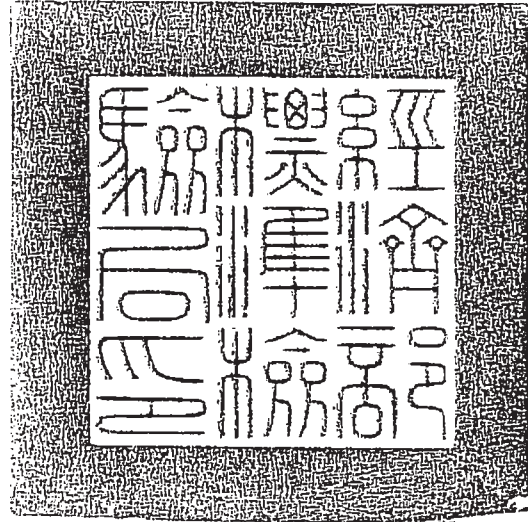
檔 號：

保存年限：

經濟部標準檢驗局 公告

發行日付：中華民國99年8月16日
(2010年8月16日)

公示番号：經標三字第09930007270号
添付：文書にて



主旨：「測定規格CNS13438『情報技術機器-無線妨害特性-限度値及び測定方法』放射妨害1GHz超及び電気通信ポート伝導妨害測定項目の追加」を決定し、かつ、中華民國九十九年十月一日(2010年10月1日)より発効する。

根拠：商品検査法第十条第一項

公示事項：測定項目の追加に関する検査規定を添付文書の「測定規格CNS13438の追加実施 放射妨害1GHz超及び電気通信ポート伝導妨害測定項目についての規定」を参照する。

局長 陳 介 山

裝

訂

線

檢驗標準 CNS 13438 新增實施

輻射擾動 1GHz 以上測試及電信埠傳導擾動測試項目檢驗規定

經濟部標準檢驗局 99 年 8 月 16 日經標三字第 09930007270 號

檢驗標準	標準名稱	版次日期	增列檢驗項目
CNS 13438	資訊技術設備-射頻干擾特性-限制值與量測方法	95 年 6 月 1 日 修訂版	一、輻射擾動 1GHz 以上檢測 二、電信埠傳導擾動檢測
<p>相關檢驗規定說明：</p> <p>一、關於檢驗標準 CNS 13438，本局業於九十五年十月三日令頒自九十六年七月一日起修正為 95 年版，該令並說明其中輻射擾動 1GHz 以上測試及電信埠傳導擾動測試等二項目暫緩實施；自九十九年十月一日起依前述檢驗標準新增實施該二檢驗項目。</p> <p>二、本次檢驗標準測試項目適用範圍，為採用 CNS 13438 作為電磁相容性 (EMC) 項目檢驗標準之應施檢驗商品，包括內部信號源之最高頻率超過 (含) 108MHz 以上或具有電信埠應施檢驗之資訊類商品及多媒體複合功能商品。</p> <p>三、適用本次檢驗標準新增實施檢驗項目之商品，自實施日後，新申請商品驗證登錄或型式認可者，須符合該等新增檢驗項目之要求。本局自公告日起即可受理符合 CNS 13438 標準新增檢測規定之驗證登錄或商品型式認可申請，經完成審查後，新證書於檢驗標準欄位加註「(95 年完整版)」以供辨別。</p> <p>四、於實施日前未經該等新增檢驗項目測試所取得之商品驗證登錄或型式認可證書 (以下簡稱舊證書) 之商品，其中屬須實施輻射擾動 1GHz 以上測試或電信埠傳導擾動測試者，於主型式及系列型式無變更情形下，可依原檢驗規定使用證書至有效期限屆滿；於舊證書有效期間內仍可依原規定之檢驗項目增列系列商品。舊證書有效期限於 99 年 10 月 1 日以後屆滿者，如須申請延展，應檢附符合增列檢驗項目要求之型式試驗報告，經審查完成後，於檢驗標準欄位加註「(95 年完整版)」以供辨別。至於非屬本次新增檢驗項目適用範圍者，其證書仍可依相關規定辦理延展。</p> <p>五、舊證書之主型式及系列型式經取得符合新增檢驗項目要求之型式試驗報告者，得重新申請新證書 (舊證書須辦理註銷) 或申請換發證書 (證書號碼不變)，經審查完成後，於檢驗標準欄位加註「(95 年完整版)」以供辨別。</p> <p>六、舊證書如屬須實施輻射擾動 1GHz 以上測試或電信埠傳導擾動測試範圍之商品，證書辦理延展時，證書有效期限為 99 年 9 月 30 日前者，可不須加測輻射擾動 1GHz 以上測試或電信埠傳導擾動測試辦理延展；如為 99 年 10 月 1 日以後者，須加測輻射擾動 1GHz 以上測試或電信埠傳導擾動測試始可同意受理延展申請。</p> <p>七、舊證書如欲申請增列符合新增檢驗項目規定之系列型號時，原證書之主型式及系列型式</p>			

測定規格 CNS13438 の追加実施

放射妨害 1GHz 超及び電気通信ポート伝導妨害測定項目についての規定

経済部標準検験局 2010 年 8 月 16 日経標三字第 09930007270 号

測定規格	規格名	バージョン	追加測定項目
CNS13438	情報技術機器-無線妨害特性 -限度値及び測定方法	2006 年 6 月 1 日 改訂版	一. 放射妨害 1GHz 超の測定 二. 電気通信ポート伝導妨害の測定
<p>関連規定の説明：</p> <p>一. 測定規格 CNS13438 について、2006 年 10 月 3 日付けの公示で 2007 年 7 月 1 日より 2006 年版と改定し、かつ、放射妨害 1GHz 超及び電気通信ポート伝導妨害測定 の 2 項目に関して暫定実施を公表したが、2010 年 10 月 1 日より、上記 2 項目を追加実施する。</p> <p>二. 該当規格の追加測定項目の適用範囲は、CNS13438 を電磁両立性(EMC)の測定規格を対象とする装置で、内部発信源の最大周波数が 108MHz 以上(含む)、または電気通信ポートを持つ情報処理機器類及び多機能機器。</p> <p>三. 追加測定項目の実施対象装置について、実施日後、新規申請(RPC 又は TA)の場合、追加項目の要求に合格しなければならない。当局は公示日から規格 CNS13438 の追加測定項目に合格した案件申請の受理を開始する。審査後、認可書の測定規格欄に「95 年完全版」を表記し、区別とする。</p> <p>四. 実施日前に、取得した追加測定項目を行っていない RPC 認可書や TA 認可書(下記旧認可書と称する)において、放射妨害 1GHz 超及び電気通信ポート伝導妨害測定の対象装置で、主モデル及びシリーズモデルの変更がない場合、認可書の有効日まで使用可能となる。旧認可書の有効日まで、従来通り、系列申請を行ってもよい。旧認可書の有効日が 2010 年 10 月 1 日以降で、認可更新を行う場合、追加測定項目に合格したレポートをもって、申請する。審査後、認可書の測定規格欄に「95 年完全版」を表記し、区別とする。追加測定実施対象外の装置は、従来の規定通りで、更新申請を行う。</p> <p>五. 旧認可書の主モデル及びシリーズモデルが追加測定項目を合格したうえ、新たに新規申請 (旧認可書を取消手続きする)または認可書切り替え申請(認可書番号変わらず)を行う。審査後、認可書の測定規格欄に「95 年完全版」を表記し区別とする。</p> <p>六. 放射妨害 1GHz 超及び電気通信ポート伝導妨害測定の対象装置の旧認可書の更新について、認可書の有効日が 2010 年 9 月 30 日以前のもは、放射妨害 1GHz 超及び電気通信ポート伝導妨害測定を行わなくても更新可能となる。有効日が 2010 年 10 月 1 日以降のもは、放射妨害 1GHz 超及び電気通信ポート伝導妨害測定を行ったうえ、更新申請を行ってよい。</p> <p>七. 旧認可書に追加測定項目に合格したシリーズモデルを追加する場合、旧認可書の主モデルやシ</p>			

均應先取得符合新增檢驗項目要求之測試報告後，得同時受理證書換發及增列系列型號之申請。

八、適用本次檢驗標準新增實施檢驗項目之應施檢驗商品，其檢驗方式為符合性聲明且實施日前已完成簽署符合性聲明書者，報驗義務人原簽署之符合性聲明書可適用至 100 年 3 月 31 日止。屆期報驗義務人應配合完成新增實施檢驗項目之測試，取得型式報告，重新簽署符合性聲明書後，始得進入市場銷售。

九、型式試驗地點：本局或本局認可之指定試驗室；本局認可之指定試驗室執行輻射擾動項目之量測場地應符合 CISPR 16-1-4：2007 年版相關規定。

十、相關費用依「商品檢驗規費收費辦法」計收。

リーズモデルも追加測定項目に合格したレポートをもって、認可切り替え申請と系列申請を同時に行うこと。

八. 追加測定項目の実施対象装置で、検査方法が自己宣言(DoC)、かつ、実施日前既に宣言作業が終了したものについては、2011年3月31日まで、従来の宣言書が適用される。それまでに、追加測定を実施し、レポートを取得した上、再度自己宣言を行ってから、市場に流通し販売すること。

九. 測定場所：当局または当局が認可した指定試験所。当局が認可した指定試験所が妨害放射試験を行う場合、測定現場は CISPR16-1-4：2007年版の関連規定に満足しなければならない。

十. 関連費用は「商品検閲規費收費方法」に基づく。

注) 当翻訳文は内部資料として当社独自に翻訳したものです。正確な内容は BSMI が発行した原文を基準といたします。